

Ⅲ、教育改革法案成立後の教育行政の変化等に関連して

1. 【教科書の採択について】

(1) 教科書の採択にあたっては、「教育をつかさどる」(学校教育法37条11項)教育の専門家である教員の意見が十分に反映されるべきであると考えられる。またユネスコ『教員の地位に関する勧告』61項には「教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。教員は生徒に適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助をうけて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の適用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。」とある。しかるに、現行の教科書採択制度とその運用実態は、「教育委員会の職務権限」が不当に拡大解釈され、現場での教育の当事者である教員の意見がほとんど反映されないように運用されている例が大半である。このような実態は、世界でも稀である。

諸外国で、採択権限が学校にはなく教育行政機関にだけ認められている例が、日本以外にあれば教えていただきたい。

その上で、文科省の担当者に質問するが、現行の教科書採択制度の運用実態において現場の教員が「教材の選択と採用、教科書の選択」においてしかるべき役割を与えられていると考えるか。「与えられている」と判断するとすれば、それはどのような実態を踏まえてのことか、そしてそれはどのような調査に基づいてのことか。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

諸外国において、採択権限が学校にはなく教育行政機関にだけ定められている例が、日本以外にあるかという点につきまして、例えば、中国においては、初等中等教育段階すべてにおいて、省や県等の教育行政機関が教科書の採択を行っているものと承知しております。

その上で、現行の教科書採択制度の運用実態において現場の教員がしかるべき役割を与えられていると考えるか、という点につきまして、お答え申し上げます。

教科書採択につきまして、その調査研究にあたっては、幅広い意見を反映させるために、通常、教員や保護者をはじめとした調査員が選任されており、その観点からは、一定の専門性を有し、児童生徒に対して直接指導を行っている教員の果たす役割というは決して小さくはないというふうに認識しております。

ただし、この調査研究の結果に、採択権者の判断や意見が拘束されるということは適切ではなく、あくまで調査研究の結果を踏まえつつ、採択権者が責任をもって採択する教科書について判断すべきものであることから、採択権者が、調査研究の結果を十分に吟味し、審議を行うことが必要であるというふうに考えております。

(2) 去る4月7日、文部科学省は「調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付する場合であっても、…必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確にならないよう、当該評定に拘束力があるかのような取り扱いはしないこと」などの文言を加えた文章を全国の都道府県教育委員会に通知した。これは、学校現場の教員などを含む調査員の専門性に基づく見解を無視することにつながるのではないのか。教科に関して専門的見解を持っていることを条件としては選任されているわけではない教育委員個人の独断と好みあるいは何らかの利害により教科書の採択が左右されてしまうおそれはないのか。

文部科学省は、選定委員会や調査委員会での教科書の評価を含む調査研究や絞り込みを否定しているのかどうか、明確にお答えいただきたい。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

文部科学省が、選定委員会や調査委員会での教科書の評価を含む調査研究や絞り込みを否定しているか、について、教科書採択権限の行使に当たっては、綿密な調査研究を踏まえることが望ましく、また調査研究をどうやるかどう実施するかについては、採択権限を有する採択権者の判断によるものであることから、この判断によって調査研究の結果として何らかの評定を付したり、それを参考に教科書採択を行うことが、不

適切というものではない、というふうを考えております。

ただしいずれにせよ、教科書採択の調査研究の結果に採択権者の判断や意見を拘束されることは適切でないというふうと考えております。

文部科学省としては、教科書採択に当たって、留意すべき事項をまとめた通知を発出しておりまして、教科書採択が適切に行われるように指導しているところでございます。

- (3) 教科書の採択にあたっては公平性・客観性とともな公正性が期せられなければならないのは当然である。しかるに、今回の中学校教科書の採択においては、対象教科書の発行元である育鵬社と、教科書の執筆・編集及び発行と販売において密接な関係にある日本教育再生機構が育鵬社教科書の見本本を独占的に販売するなど、採択運動を進めている。

これは事実上の発行者の共同事業者による採択勧誘運動であると考えられるがどうか。

また、日本教育再生機構は機関誌『教育再生』などを通じて、育鵬社以外の歴史・公民教科書の批判、誹謗中傷を繰り返している。これらの行為は、文科省の「教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)」に反し、教科書協会の「教科書宣伝行動基準」にも反する行為と考えられる。

文科省は、当機構の活動が教科書採択の公正確保の観点から問題であると考えないか。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

教科書採択は、繰り返しになりますが、児童生徒の手に渡り授業等で使用される教科書を決定する重要な行為であり、広く国民の皆様に関心を持っていただくことは大変喜ばしいことであると考えております。

ただ一方で、採択権者である教育委員会等が、教科書採択の権限を行使するに当たって、その判断が外部からの働きかけや宣伝広報活動等によって左右されるようなことはあってはならず、教科書採択は、静謐な環境の下で公正に行われることが必要だと考えております。

平成28年度から使用する教科書については、本年8月末までに採択することが伝えられており、採択権者である教育委員会等の判断と責任において、切迫公正に採択されるよう強く期待したいと考えております。

- (4) 1997年の閣議決定では、義務教育の諸学校の教科書採択に関して「将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書の採択地区の小規模化を検討する」となっているが、この方針は現在でも変更されてない。

この方針に沿って採択地区の小規模化が現在までにどれだけ実現されているか。また、一部の自治体(横浜市や大阪市)では全市一区にするなど、とくに大都市で採択地区の大規模化が顕著である。文科省としてはこれについてどう考えるか。

【回答】新見志保 (初等中等教育局教科書課企画係長)

採択地区の小規模化についてお答えさせていただきます。

文部科学省としては、これまで各都道府県教育委員会等に対して、市町村教育委員会の意向を的確に踏まえ採択地区がより適切なものとなるように、区画見直しに努めるようように指導してきております。

採択地区数につきましては、1997年の閣議決定の際には、全国で478地区だったものが、現在平成27年当日現在では、全国582地区に増加していると承知しておりまして、採択地区の小規模化というところが進んでいるというふうと考えております。

大阪市の事例につきましても、各道府県教育委員会等が市町村教育委員会等の意向を踏まえて、その地方については適切にご判断いただいているものと承知しております。

2. 【道徳の教科化について】

- (5) 現在の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」とする意味はどこにあるのか。教科化によって「いじめ」などの問題

が本当に解決されると考えているのか。また、「特別の」という意味は何か。また、「要」(かなめ)として「特別の教科 道徳」の「要」の意味は何か。

【回答】栗林芳樹 (初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長)

「特別の教科道徳」という意味はどこにあるのか、ですけど、例えば、中央教育審議会であるとか、道徳の充実に関する懇談会などにおいて、道徳は、教科に比べて軽視されがちであること、であるとか、登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになっている、であるとか、相手の思いを汲むためには具体的にどう行動すればよいか、という側面に関する問いかけが十分でない、であるとか様々な課題が指摘されてきたところがございます。

こういったものを解消するために、中央教育審議会の答申に基づいて、この度道徳を「特別な教科」という位置づけにする、というものでございます。

このことによって、これまで軽視されがちだった道徳の授業が教育課程にきちんと位置づけられて、計画的に実施されること、また検定教科書を用いることで、より体系的かつ発達の段階を踏まえた指導が行われること、が期待されることでございます。

次に「特別の」とはどういう意味か、ということでございますが、これは、道徳の時間については、学習指導要領に示された内容について、体系的な指導により学ぶという各教科と共通する側面がある、という一方で、道徳教育の要となって、人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであることから、学級担任が担当することが望ましいと考えられる。つまり勉強を特別新たに教科とするものではない。あとは、数値による評価にはなじまないと考えられる、各教科にはない側面がある。つまり各教科と共通する側面がある一方で、各教科にはない側面がある、という両方の性格を持っていることから、特別のという言葉を用いて定義しているところでございます。

「要」の意味は何かということですが、道徳教育は、学習指導要領上、学校教育全体を通じて行うこととされております。その中で、道徳の時間の位置づけというものは、学校教育全体を通じて行う道徳教育としては、取り扱う機会が十分ではない内容項目に関する指導を補うこと、また児童生徒や学校の実態等を踏まえて、指導をより一層深めること、最後に、内容項目相互の関連を捉え直したり、発展させたりすること、を行うことが求められる時間であるということから、学校教育の「要」、道徳教育が「要」と位置づけを示しているところでございます。

(6) 前回の学習指導要領改定から、「要」(かなめ)としての「道徳の時間」(「特別の教科道徳」)を中心として「学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行う」ことになっているが、このことは何を意味するのか。各教科の「目標」と「内容」の中に「道徳」の指導目標を入れるということなのか。もしそうだとするならば、「評価」の観点にも入ることになり、教科の専門性の侵害とはならないのか。現場は困り切っている。

そもそも、当初の学習指導要領の記載文言の「学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行う」の意味を取り違えているのではないか。

【回答】栗林芳樹 (初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長)

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、及び特別活動にはそれぞれ固有の目標や特質があるというのはその通りでございますが、それらを重視しつつ教育活動は行われていくわけですけど、それと同時に、そのすべてが、教育基本法1条に規定する「人格の完成を目指し平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としているものでございます。

従って、それぞれの教育活動においても、その特質を生かしながら、人格形成の根幹であると同時に民主的な国家・社会の持続的な発展を根底で支える道徳教育の役割であることとなります。

ということから、道徳教育の時間というものを、学校教育全体を通して道徳教育の要としているところでございます。

さらに、学習指導要領の総則の解説においては、各教科として配慮事項というものが書かれております

が、その中でも、各教科と道徳教育の関わりについて明記しているところです。

また各教科の方の学習指導要領においても、指導計画の作成と内容の取り扱いというところで、道徳教育のあるべきについて明記しているところでございます。

- (7) 「特別の教科 道徳」はどのような専門領域を持っているのか。少なくとも、他の教科と同様な意味での専門領域は考えられない。とするならば、学校教育法34条の「教科用図書の使用」に関する規定についても他の教科とは別の解釈がなされるべきと考えられるが、どうか。

【回答】新見志保（初等中等教育局教科書課企画係長）

ご質問の専門領域の趣旨が必ずしも明らかではないのですが、道徳に関しましては、先月7月23日の教科用図書検定調査審議会において、特別な教科道徳の教科書検定についての提言をとりまとめていただいております。これを踏まえまして、文科省として検定基準を速やかに改正したいと考えております。

他の教科と同様に、道徳につきましても、教科書発行者において、今回の教科用図書検定調査審議会の報告も踏まえて、学習指導要領を趣旨を具現化した児童生徒にとって充実した教科書を作っていただくものと考えております。

3. 【教育委員会制度について】

- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が昨年に改定されたが、その後各自治体で「総合教育会議」が設置されている。その設置・運用の状況については文科省としてどれだけ把握しているか。運営の上で、不都合な点は生じてないか。

また、改定後も教育に対する「不当な支配」（教育基本法16条）が行われることのないように配慮されて運用されるべきであることには変わりはないか。

【回答】竹中千尋（初等中等教育局初等中等教育企画課専門職）

総合教育会議についてのお尋ねですけど、文部科学省は、先月28日に、「新教育委員会制度への移行に関する調査」というものを発表しました。その中で、総合教育会議の開催状況についても、公表しております。都道府県・指定都市、全国で67ございますけど、本年の6月1日現在に既に開催しておりますところは46、未開催のところ21、ですけど、6月中開催予定が15、7月中開催予定が3、開催予定未定が3、となっておりますので、ほぼ9割近くは、7月までに開催しておるものと承知しております。

市町村1718が調査対象でしたけれども、その内既に、開催しているところが684、未開催1034、ですけど、6月中開催予定282、7月中開催予定365、開催予定未定387、となっております、4分の3は、7月中に開催していると、承知しております。

運営の上で不都合な点が生じていないか、ということに関しましては、文部科学省としてそのようなことは承知しておりません。

教育基本法16条「不当な支配」が行われることのないように配慮されて運用されるべきであることには変わりはないか、という点については、その通りでございます。

4. 【国立大学の人文系学部の組織見直しについて】

- (9) 国立大学の人文・教育系の学部の廃部勧告を含めた異例の通知を先日文科省は行ったが、こういうことは前代未聞のことである。戦時中の文部省ですら行わなかった暴挙である。このような教育行政は後世に汚点を残す。片一方で文科省は、2500億円を越える巨大施設を設置しようとしている。いったいこの国はどうなってしまうのか。不安を覚える国民は多い。

国立大学に対するこのような通知はどのような法的根拠に基づいているのか。

【回答】小林彩希（高等教育局国立大学法人支援課主任）

6月8日に、国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて、と題した通知を国立大学法人向け

に発出しましたが、この通知は、国立大学法人法第31条の4に基づいた通知でございます。

なお、通知は、人文社会科学系学部の組織の見直しだけではなく、国立大学法人の組織及び業務全般にわたる内容となっております。各法人においては、この通知の内容に添って検討を行った上で、平成28年度、来年度から始まる向こう6年間までの目標・計画の検討を行っていただくこととなっております。

5.【18歳選挙権と政治教育について】

(10) 政府与党の一部には、18歳以上選挙権付与に際して、教員の政治活動に対する罰則規定を含んだ法改正を行おうとする動きがあるが、これは教育現場にますます物言わぬ空気を蔓延させるものであり断固反対する。これに関して質問する。

- ① 教育基本法14条に定める「政治教育」は従来通り尊重されるべきであると考えられるがどうか。
- ② 教育公務員特例法18条の「教育公務員の政治的行為」の解釈とその運用は従来の通りと考えられるがどうか。

【回答】川口貴大（初等中等教育局教育課程課教育課程総括係長）

① 教育基本法第14条1項におきましては、政治的教養は、教育上尊重されなければならないと規定されております。

これは、民主主義社会においては、政治に関する様々な知識や、それに対する批判力などの政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育において尊重されるべきことを、規定するものであります。選挙権年齢の引き下げがありましても、このことについては変わらないものと承知しております。

② 教育公務員特例法18条の「教育公務員の政治的行為」の解釈とその運用は従来の通りと考えられるがどうか。に関してですが、従来の通り、何ら変更は生じさせるものではございません。

6.【総合的学習における自衛隊施設訪問について】

(11) 小中学生の自衛隊施設への「職場体験」が頻繁に行われています。この「職場体験」の多くは「総合学習」の時間を使って実施されています。防衛省発出の「『総合的な学習に時間』に対する協力」によれば、2013年度だけで全国で59,705人の小中学生が「職場体験」として自衛隊施設を訪れています。防衛省は、「文科省への協力」として「総合学習」への協力内容を公表しています。この事実から質問をします。

- ① 文科省は防衛省に「総合学習」への協力要請をどのような趣旨で行っていますか。
- ② 「総合学習」への協力要請は、他にどのような団体に行っていますか。
- ③ 集団的自衛権行使の閣議決定が行われ、国会でその法案が審議されています。仮に、この法案が成立した場合、自衛隊への入隊は一般的な職場と異なり生命に直結する仕事になります。この防衛省の「総合学習協力」の内容では、生命を落とす可能性について説明することが含まれていません。自衛隊への「総合学習」による「職場体験」はすぐにやめさせるべきだと思います。防衛省への協力要請をすぐに取り消してください。

【回答】栗林芳樹（初等中等教育局教育課程課教育課程第一係長）

① 協力要請はどのような趣旨で行っていますか、ということですが、一般的に、総合的な学習の時間は、その目標、「横断的・総合的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する姿勢や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする」という総合的な学習の時間の目標に資するような取り組みを各学校においてしっかり行っていただきたいという趣旨で行っているものでございます。

ただ、特定の省庁に対して、また特定の内容に対して、われわれから協力の要請を行っているわけではございません。

② 協力要請は、他にどのような団体に行っていますか、ですが、一番の最後にお答えさせていただいたよ

うに、当方から、特定の団体または特定の内容に対して、協力要請を行っているということはありません。

- ③ 防衛省への協力要請を取り消してください、ということですが、これもさきほどと同じ回答になりますけど、防衛省に対して、特定の分野に対して、特定の内容に対して、当方から協力要請を行っているものではございませんので、取り消すというような性質のものではないと判断しております。

【回答】 福井孝夫（初等中等教育局児童生徒誤指導調査係主任）

職場体験という観点から、児童生徒との関係を説明させていただきます。

職場体験活動は、職場の現場に応じて、自己社会双方について多様な気づきや発見を経験するということを目的としているものでありまして、その内容については、学校が児童生徒の発達段階などに応じて適切に判断されているものと承知しております。

自衛隊は、法律に基づいた活動をしている公的な機関であることや、地域における職場の一つとして職場体験活動に協力するものであるものであることから、自衛隊における活動が学校の経験教育に質的にふさわしいかどうかで、判断されるものであって、自衛隊という理由だけをもって職場体験を取りやめる必要はないと考えております。

自衛隊の職務内容の説明につきましては、生命を落とす危険性について、言及があるかは承知しておりますが、児童生徒に対して、職業理解を促すという観点から、自衛隊の任務や役割・また仕事の大変さややりがいなどについて指示されているものと考えております。